

全印健だより

ホームページ アドレス

平成 25 年 12 月 1 日 第 312 号
全国印刷工業健康保険組合東北支部
TEL 022-236-2508
FAX 022-231-7560
<http://www.insatukenpo.or.jp/>

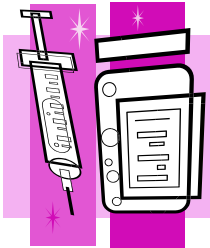


インフルエンザ予防接種費用補助について

インフルエンザの予防接種費用補助については、前回の全印健だより 311 号（平成 25 年 9 月 1 日発行）にてお知らせ致しましたが、被保険者の健康増進とカゼ予防対策に積極的に取り組んでいただくため、再度ご案内いたします。

請求方法

- 対象者** 予防接種を実施した被保険者と 中学生以下の被扶養者 が対象となります。
(注) パートやアルバイトで当健保に未加入の方や、被扶養者(家族)で対象年齢以外の方は、補助がありませんのでご注意ください。
- 補助金額** 対象者 1 名につき **1,000 円**（市町村助成等により 1 回の接種が 1,000 円未満の場合にはその金額）
2 回接種しても、組合の補助は 1,000 円が限度 となります。
- 実施機関** 接種期間 **平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 2 月 28 日** まで。
(接種の効果が現れるまでは 1 ヶ月程度必要です。年内の接種が有効です。)
- 接種機関** 最寄の病院、医院等
- 請求期間** **平成 26 年 3 月 14 日** まで（**東北支部必着**）
- 請求時の必要書類** ・「インフルエンザ予防接種補助申請書」 ・「インフルエンザ予防接種者名簿」
・「病院等発行の領収書原本(レシート及びコピー不可)」



- 備考欄にインフルエンザ予防接種であることが明記され、病院名や金額がはっきり印字されている原本に限る。
- 請求は、取りまとめの上お願いします。補助金は **3 月下旬に取りまとめて支払** をいたします。
- 会社単位で同一医療機関で接種した場合の領収書は、会社あての合計金額及び接種者数の記入をお願いします。その際、予防接種者名簿に接種日・金額を記入してください。

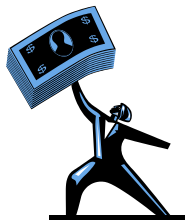
◆ 現金給付の支給について ◆

現金給付は **12 月 11 日（水）受付分まで** 12 月 17 日支払となり、それ以降 **12 月 25 日（水）受付分まで** は 1 月 8 日支払となります。ただし、診療費の還付は 9 月診療分までで、医療機関からの請求が確認できるものに限りします。

§ 賞与・期末手当の賞与支払届 §

賞与・期末手当を支給された場合は(年 3 回以下支給のもの)、遅延なく 5 日以内に『被保険者賞与支払届』と『支払届総括表(年金事務所)』を健保組合に提出してください。年金事務所・厚生年金基金へは、取得届等と同様に回送いたします。

- ◎ 提出された賞与支払届が 12 月分保険料(告知分)として計算されるのは、**12 月 20 日(金)受付** までとなります。それ以降の提出は 1 月分保険料(告知分)として計算されます。



□12月は保険料完納強調月間です□

12 月は、「保険料完納強調月間」です。皆様に納めていただいた保険料は、医療費や傷病手当金などの給付金をお支払いする大切なものです。厳しい経済情勢の中ではございますが、口座振替をされていない事業所におかれましては、保険料を年内に納入いただきますようご協力をお願い申し上げます。

▽▽ 年末年始のお知らせ ▽▽

年末の健保組合の業務は、12 月 27 日(金)まで、年始は 1 月 6 日(月)より平常業務となりますのでご了承願います。

▽ ▽ ▽ 資格取得届等を提出する際のお願い ▽ ▽ ▽



昨今、偽名等の使用により、被保険者証の使用や医療費の請求等など様々なトラブルが生じていることが厚生労働省より報告されています。

新たに従業員を採用したときの資格取得届等の手続きに際し、届出の氏名・生年月日等の内容については、**運転免許証や住民票等の本人確認**をしていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。